

別表（第2条関係）

対象施設等の基準

項目	基準の内容
1. 集団活動に従事する者の数	<p>集団活動に従事する者の数は、満3歳以上満4歳未満の幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。</p> <p>ただし、常時2人を下回ってはならない。</p>
2. 集団活動に従事する者の資格	<p>集団活動に従事する者のおおむね3分の1（集団活動に従事する者が2人の施設等に当たっては、1人）以上は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく幼稚園の教諭の免許状を有する者、保育士、看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設等に限る。）とする。</p>
3. 設備等（有する場合）	<p>(1) 集団活動を行う部屋（以下「集団活動室」という。）のほか、調理室（給食を提供する場合に限る。自らの施設等で調理を行わない場合には、必要な調理・保存機能を有する設備。）及び便所（手洗設備を含む。）が設けられているとともに、便所は集団活動室及び調理室と区画され、かつ、幼児が安全に使用できるものであること。</p> <p>(2) 集団活動室の面積は、おおむね幼児1人当たり1.65㎡以上であること。</p> <p>(3) 必要な遊具、保育用品等を備えること。</p>
4. 非常災害に対する措置	<p>〔建物がある場合〕</p> <p>(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。</p> <p>(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。</p> <p>(3) 集団活動室を2階に設ける建物にあっては、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。）、集団活動室を3階に設ける建物にあっては、耐火建築物であること。</p> <p>〔建物がない場合〕</p> <p>活動の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保等必要な対策をとること。</p>
5. 集団活動の内容	<p>(1) 幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、活動内容を工夫すること。</p> <p>(2) 各施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。</p>
6. 給食（給食を実施している場合に限る。）	<p>幼児の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とし、あらかじめ作成した献立に従って調理すること。</p>
7. 健康管理及び安全確保	<p>幼児の健康観察等を通じて日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な安全管理を行うこと。</p>
8. 利用者への情報提供	<p>活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明及び情報提供を行うこと。</p>
9. 職員及び幼児の帳簿の整備	<p>職員及び幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備しておくこと。</p>
10. 会計処理	<p>(1) 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。</p> <p>(2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。</p> <p>(3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。</p> <p>(4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。</p>